

# 理念と基本目標

以上のような基本的な考え方に基づき、行動計画の策定にあたっては、次のような視点を理念や目標の基本とすることが重要である。

## 1 理念

子どもの権利を尊重するまちづくりを進めることを理念として確認しておくことが重要である。

川崎市新総合計画や川崎市人権施策推進基本計画など人権全般にかかる施策のなかでも、次の世代を担う子どもの育成は重要な課題となっている。また、「子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め」と子どもの権利条例の前文にあるように、子どもの権利を尊重するまちづくりは、すべての人の権利を保障するまちづくりにつながる。

## 2 基本目標

3年間の行動計画の目標としては、次の三つの視点を基本にすることが重要である。

### (1) 子どもの自己肯定感の向上

子どもをめぐる重大な問題の一つは、子どもたちが自己肯定感（自分のことが好き、自分が大切にされていると思う、社会のなかで価値ある存在だと思える等々）を十分に持ちえていないことである。川崎市の子どもの自己肯定感は、他の自治体と比較すると高い方であるが、さらに向上させることによって、川崎市の子どもが主体的かつ能動的に生活を送り、自分が傷つけられたときにそれを解決していくための行動をとることや、社会への関わりや参加を積極的にできるようにすることが求められている。

### (2) 子どもの安心の保障

「答申にあたって」でもふれたように、子どもの安心を脅かす事態はいっそう深刻になっている。安心は子どもが生きていくうえで鍵になる要素である。子どもの権利条例においては、人間としての大切な子どもの権利として安心して生きる権利を掲げている。この権利を保障するにあたっては、子どもの思いや願いとおとなの考えや行動にズレがあることを踏まえ、おとな側の考えや視点だけで取組を進めるのではなく、子どもの思いや願いをきちんと受け止めて、安心を保障する取組を展開することが重要である。

### (3) 子どもとおとなのパートナーシップの促進

子どもの権利条例では、子どもを1人の人間として位置づけ、権利の全面的な主体として捉え、かつおとなとともに社会を構成するパートナーであると規定している。子どもはこのよう

に捉え位置づけられることによって、社会のあり方や形成に関わり、参加していくことができ、固有の役割を果たすことができる。パートナーとしての子どもという認識と位置づけは地域社会のみならず家庭や育ち学ぶ施設などにおいても必要であり、子どもに関わるさまざまな分野や場面で、子どもとおとなのパートナーシップを促進していくことが求められている。